

市公害防止条例施行

ワラ焼き・煙公害も追放

夜間の爆音器は禁じられる

施行された条例では、公害を定義づけ、公害の範囲を定めています。とくに二十六条では、わら焼きによって生ずる「煙公害」の締め出しをねらってわら焼きを禁じています。

主な条項を紹介して、明るく住みよいまちづくりを市民の協力をお願いします。

第三条は事業者の責務で、事業者は事業活動に伴って生ずる公害を防止するため自分の責任と負担で必要な措置を講じなければいけません。

第五条は市民の責務として、市民自らも公害の防止に努め、市の施策に協力されるよう規定しています。

第七条は規制基準ですが、ばい煙等を発生させ、または排出する施設について、対策審議会の意見を聞いて、別に規則で定めます。

第十一条は防止計画の提出ですが、畜産農家の場合他の法令ではなら届出の規定がないので、畜舎の衛

生管理、し尿処理等について防止計画の提出を求めることになっています。

第十三条は公害の発生するおそれがあると認められるときは、その対策と必要な改善をするよう事業者に対して指導、勧告をします。

第十四条は、改善するよう勧告しても応じない場合は、防止に必要な限度において期限を定めて、今度は措置命令を出すことになり

第十七条は、事業者が公害防止のため施設の設置、整備または改善する場合、市は必要な資金のあっせん、技術的な助言を与えることになっています。

第二十条は、自動車の所有者または使用者は、常に必要な整備と適正な運転をすることによって、自動車から発生する騒音、排気ガスを最小限にとどめるよう努めるよう規定しています。

第二十二條は、油、ガス類の貯蔵施設を有している者は、貯蔵に伴って発生する有害ガス、悪臭を防止するよう設備を設ける必要があります。

第二十四條は、夜間の静

穏を守るため、午後十一時から翌日午前六時の間は、音響機器音、楽器音、人声等によって、みだりに付近の静穏を害する行為を禁じています。

第二十五條は、商業宣伝を目的として拡声機を使用の場合、正常かつ健全な日常生活を阻害する異常な音量を発生する状態で、拡声機を使用することは禁じられることになりました。

第二十六條では、どなたも、燃焼に伴って著しいばい煙、有害ガス、悪臭の発生するようなものを、屋外で燃焼することは禁じています。わら焼きの煙で、のどや眼を痛めている人も多く、交通事故も出ていますから、わらを役立てるよう努力し、やむを得ない場合であっても、天候、風向等を考え、決して他人に迷惑をおよぼさないよう十分な注意が望まれます。

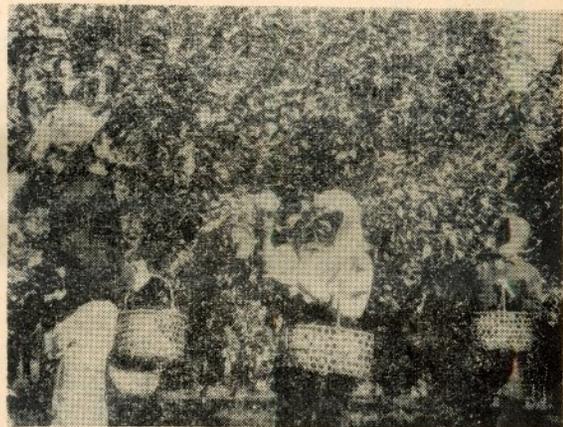
第三十一條は、市長の諮問に応じて、公害対策についての基本的事項を調査、審議するために、市に公害対策審議会が設置されます。

第三十二條では、審議会の委員任命について、ほかに市の責務を規定した第四條と第九條があります。

公害から市民の健康を守り、住みよい環境をつくる目的で、十月一日から「五所川原市公害防止条例」が施行されました。

市政ニュース

昭和47年10月15日 290号
毎月 1日・15日発行 一部4円
発行所 五所川原市役所



ともかくことは苦しい年でした。なにしろ黒星という病気が大流行。多くの同僚がやられてしまった。九死に一生を得たさいわいをみんなが心から祝ってくれました。色つやも玉のびもよいとほめられると、なんだか恥かしい気がする。稲はもう刈りとられ、ふるさとの秋はいまがたけなわ。山は赤や黄に色どられて美しい。街にはどんな人々が住んでいるのだろうか。このふるさとに別れを告げて、わたしの嫁入りする日も間近い。

「うまい米づくりへ」

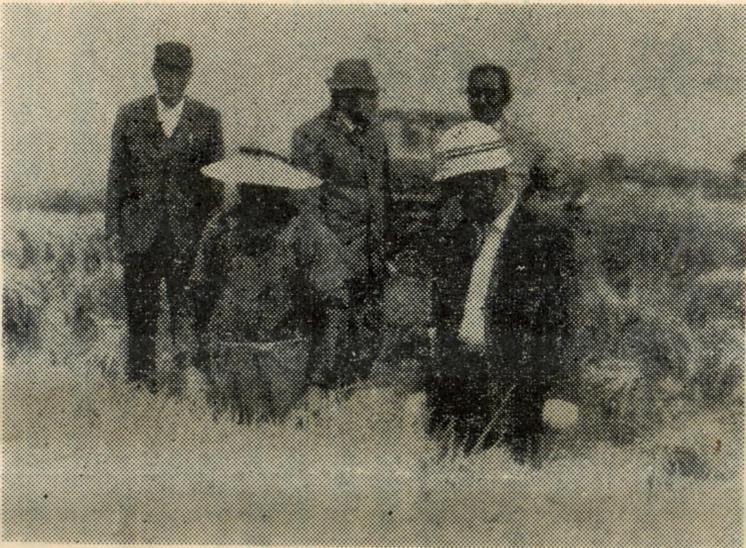
市の稲刈激励班巡回

「うまい米、良質米」づくりをすすめている市では九月二十九日、稲刈り激励班をくりだし、刈り取りに精をだす農家の人々を励ました。

市内の、ことしの作柄は七月初旬、集中豪雨で一部に冠水の被害があったほかは、病虫害の発生もほとんどみられず、順調に生育し九月二十日刈り取りの適期に入りまし

を一巡しました。「お米のデキは、どうですか」「去年並みでしじや」一行は、バインダーや稲刈りガマで刈り取りに汗を流す農家の人々に作柄を聞き、「うまい米」づくりに適度な乾燥を呼びかけるなど、ひとりひとりを励ました。

激励班には、佐々木市長をはじめ、市農林課、五所川原市農協、五所川原地区農業改良普及所など関係者二十人ほどが参加し、鶴ヶ岡から川山、毘沙門、飯詰、水野尾、福岡前田野目、梅田のコースで市内十九カ所



稲刈を励ます激励班の佐々木市長ら一行

教育委員長に

伊藤定一氏

市教育委員会は十月五日組織会を開き、任期満了にともなう教育委員長に伊藤定一氏、同職務代行者に野呂金八郎氏をそれぞれ互選しました。

藤田さんに

知事賞

郵政省簡易保険局主催の第十一回簡易保険児童生徒作文コンクールで、市立五所川原第一中学校二年生藤田恵美子さんの作品「父の入院に学ぶ」が知事賞をうけました。

年賀はがき

11月6日発売

昭和四十八年用お年玉つき年賀はがきは、十一月六日(月)から全国いっせいに発売されます。

市内で発売される総枚数は十円が五十一万四千八百枚、十一円が十七万二百枚のあわせて六十八万五千枚でことしより二万六千枚ふえます。

発売時間は、五所川原郵便局で午前八時から、特定郵便局、売りさばき所ではそれぞれ開局、開店時間からです。

昭和47年度、秋の狂犬病予防注射(後半)のお知らせ

飼い犬の登録も同時に受け付けしますので、この機会に登録をしてください。

月日	時間	地区	場所
10月23日(月)	午前10時~11時	三好	高瀬公民館前
"	午前11時半~午後12時半	"	三好支所前
"	午後1時半~2時半	"	上藻川農協倉庫前
"	午後3時~4時	"	下藻川大地集会所前
"	午前10時~11時半	松島	松島団地集会所前
"	午後12時半~1時半	"	松島支所前
"	午後2時~3時	"	金山公民館前
" 24日(火)	午前10時~11時半	梅田	中泉集会所前
"	午前11時半~午後1時	"	梅沢支所前
"	午前10時~11時半	中川	沖飯詰集会所前
"	午前11時半~午後12時半	"	中川支所前
"	午後1時~2時	松島	尻無、斎藤宅前

出稼者求人説明会

19日教育会館で

秋冬の出かせぎ者(東京都内)の求人説明会と現地選考会が、十月十九日(木)午前九時から北地方教育会館(市内上平井町)で開催されます。賃金不払いなども横行しており、就労の正常化をはかるためにも出かせぎ者はぜひ出席してください。

農業機械技術

研修生を募集

県農業研修センターでは四十七年度の第三回、第四回の農業機械技術研修生を次の日程で募集します。

農業後継者、農高生を対象に作業機械に関する基礎的な知識と技術を指導し、農業機械士、大型特殊自動車免許等を取寄せ将来の機械化営農に希望をもたせるのが目的です。研修を希望される方は、市農林課にお問い合わせください。

▽第十一回 運転科(単体) 十月十八日まで

▽第十二回 運転科(けん引) 十月二十五日まで

▽第十三回 営農整備科 十一月十二日まで

▽第十四回 整備科 十二月十七日まで

▽第十五回 トラクター 補講四十八年一月三日まで

▽第十六回 初級整備科 同月十七日まで

▽第十七回 運転科 同月十七日まで

▽第十八回 運転科 同月十四日まで

五所川原県税事務所

お年玉の賞品は、次のとおりです。

▽一等 折りたたみ式自転車、または電子式卓上計算機

▽二等 電子ジャー

▽三等 園芸セット

▽四等 グリーティングカードと封筒セット

▽五等 お年玉切手シート

県税事務所では税の集金にまいりません。税金は自らすすんで納税しましょう

戦没者遺族等の援

護法の改正について

戦傷病者、戦没者遺族の援護について、昭和四十七年五月二十九日、法律三十九号で一部改正されましたので、お知らせします。詳しくは、市窓口サービス課庶務係にご相談ください。

▽障害年金、障害一時金が昭和四十七年十月分から八六%増額されました。

▽戦傷病者の配偶者の扶養親族加給年額一万二千元が昭和四十七年十月分から二万四百円となりました。

▽遺族年金、遺族給与金は、昭和四十七年十月分から二五・三%、昭和四十八年一月から三八・二%増額されます。

▽陸海軍部内の有給軍属が十二年七月一日から十六年十二月七日まで本邦、樺太、千島列島、朝鮮、台湾において勤務に関連して傷病にかかり、不具廃疾の状態にある場合は障害年金を

本人が死亡した場合には遺族給与金がそれぞれ支給されます。

▽軍人または準軍人(文官等)で、昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月八日までの間に本邦、樺太

三種混合ワクチン接種

11月10日セキ、ジフテリア、破傷風

▽対象者 昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までに生れた赤ちゃん(三週間おきに三回接種をうけてください。昭和四十五年八月一日から昭和四十六年七月三十一日までの間に生まれた赤ちゃん、まだ一回より接種をうけていない赤ちゃんはさらに三回うけてください。

昭和四十七年二月までに三回接種をうけている赤ちゃんは、追加の一回をうけてください。

県営住宅入居者募集

▽建設場所 新宮団地(五所川原市大字長橋字橋元)

▽種類 一種簡易耐火二階建

▽募集戸数 二十六戸

▽募集期間 十月十一日(水)～十月二十一日(土)

▽入居予定 十一月中旬

▽住宅使用料 未定

▽入居資格

現に同居し、または同居しようとする親族がある者(婚姻中の人は、住宅引渡のときまで結婚していなければなりません。内縁も含みます)

県内に住所または勤務先を有する者

住宅に困っていることが明らかである者

政令で定める収入基準にある者(月収二七、〇〇〇円～四六、〇〇〇円)

▽申込手続き書類

入居申込書 所得金額計算書(給与所得者は、四十七年度源泉徴収票添付) 住民票(とう本) 県税および所得税を滞納していない証明書

▽申込先 市窓口サービス課(電話、内線二七四番二七五番)

なお詳しくは、市窓口サービス課か青森県土木部建築課、電話青森(22)一一一番、内線六二二番へお問い合わせください。

千島列島、朝鮮、満州、台湾で日華事変の勤務に関連し傷病にかかり昭和十六年十二月八日以後死亡した場合は弔慰金が支給されます

▽昭和四十年四月一日現在に遺族年金、公務扶助料を受給しており、昭和四十七年四月一日現在遺族年金、公務扶助料を受給していない場合には特別弔慰金が支給されます。

一回目の接種日程は次のとおりです(二回目は十一月一日号、三回目は十一月十五日付市政ニュースに掲載します)

▽十月十八日 午後一時半～二時半 松島地区(松島支所)

▽十月十八日 午後一時半～二時 長橋地区(長橋診療所)

▽十月十九日 午後一時～二時 栄地区(栄支所)

▽十月十九日 午後一時半～二時半 飯詰地区(飯詰支所)

▽十月二十日 午前十時～十一時 七和地区(七和支所)

▽十月二十日 午後一時半～二時 毘沙門(毘沙門小学校)

▽十月二十四日 午後二時～二時半 中川地区(中川支所)

▽十月二十四日 午後一時半～二時 三好地区(三好診療所)

▽十月二十五日 午後二時～二時半 梅沢地区(梅沢支所)

▽十月二十五日 午後一時半～二時半 松島団地(

松島団地集会所)

▽十月二十六日、二十七日 午後一時半～三時 旧市内、小曲、新宮団地(市民文化会館第一集会所)

五一中、五小が

優秀賞うける

RAB青森放送主催の小中学校合唱コンクールは、十月八日青森市堤小学校で開かれ、市立五所川原第一中学校の自由組曲「水のいのち・川」と市立五所川原小学校の合唱「山のいぶき」がともに優秀賞をうけ、十一月二十三日、仙台市で開かれる東北大会に出場します。

寺田杯

柔道大会

五所川原柔道会など主催の第八回「寺田杯」は、十月二十九日(日)午前九時から県立五所川原農林高校体育館で開かれます。

種もみ購入費に

1/3の補助金

市では、うまい米づくりをすすめるため、四十八年の水稲の作付に要する種もみの購入費のうち三分の一を補助します。対象品種はムツニシキ、ムツヒカリ、むつあさひの三品種です。

納税は組合貯蓄で 期限まで

10月31日(火)は

自動車税第2期分の納税し
自動金は自ら納税し
税金は自ら納税し

永年勤続職員

82人を表彰

市では十月二日、永年勤続の市職員六十人と消防事務組合二十二人のあわせて八十二人を表彰しました。

表彰は、午前九時から市民文化会館で行なわれ、佐々木市長は「激動する社会状況にあつて、永年勤続のご労苦に敬意と感謝を表します。温古知新」という言葉があるが、これまでの経験を生かして、変化する社会に対応できる確固たる気構えでいっその活躍を期待します。ご家族のご労苦を忘れてはならないし、本日を受彰を讃え「家族デー」として、有給休暇を一日プレゼントします」とあいさつしました。

受彰者を代表して三十年勤続の伊藤浪三郎市農業委員事務局次長が「本日を新しい日のスタートと認識し、市民の公僕として一生懸命努力します」とお礼の

言葉を述べました。永年勤続で表彰された職員は次のとおりです。

- ▽十年勤続
 - 小田桐利信(税務課主査)
 - 他四十三人
- ▽十五年勤続
 - 石岡広(情報課主査) 他四人
- ▽二十年勤続
 - 長尾福蔵(生活環境課係長)
 - 阿部秋雄(商工観光課係長)
 - 工藤きみ子(教委用)

朝5時のサイレンは廃止

市消防署は、これまで午前五時と正午、午後九時の三回時報サイレンを鳴らしていましたが、十月一日から午前五時のサイレンを廃止しました。

これは、市が十月一日から施行した公害防止条例第二十四条の「夜間の静穏を保持する項」にふれるためです。

務員) 中田寿造(病院主任技師)

▽二十五年勤続

- 山田秀雄(窓口サービスク係長)
- 笠井信則(建設課係長)
- 長内正明(都市計画課長)
- 斎藤田鶴子(梅沢支所主事)
- 今実(教委課長)

▽三十年勤続

- 岡田晴正(行政課長補佐)
- 伊藤浪三郎(農委次長)
- ▽消防事務組合
 - ▽十年勤続
 - 原夜(本部防災担当次長)
 - 他二人
 - ▽十五年勤続
 - 千葉留次郎(消防士長)
 - 他十八人

三歳児健康診断のお知らせ

発育ざかりの三歳児のおかあさん方の心配をなくするため、健康年金課では三歳児の総合的な健康診断を次の日程で行ないます。対象者は、満三歳～四歳未満の三歳児で、診断には内科、歯科の医師があたり

料金は、無料です。赤ちゃんが生まれたときからの発育状況をお聞きしますので、必ずおかあさんがつれてきてください。

母子健康手帳も必ずご持参願います。

▽十月二十七日(金)
旧市内、小曲

▽十月三十一日(火)
松島、松島団地、毘沙門、長富

▽十一月一日(水)
中川、新宮団地、飯詰

▽十一月二日(木)
七和、梅沢、長橋

▽十一月七日(火)
栄、三好

なお時間と場所は、いずれも午後一時半～三時まで市庁舎と同じ棟になっている産経会館四階です。

生活環境パトロール本部

住みよい 環境づくりに

でんわ⑤1414

結核検診のお知らせ

結核は早期発見、早期治療で完全に治るといわれています。健康年金課では、次の日程で行ないますので、検診をうけてください。

地区	月日	曜日	場所	時間
十漆松4、5、6、7、8、9、1、2、3丁目	10月16日	月	吉村商店前	午前9時～10時
	〃	〃	関原商店前	10時20分～11時20分
	〃	〃	寺田正栄商店前	12時30分～午後2時
松1、2、3丁目	〃	〃	7丁目成田商店前	午後2時20分～3時20分
	10月17日	火	味一商店前	午前9時～10時
	〃	〃	管理事務所前	10時20分～11時20分
田園調布谷	〃	〃	前田商店前	午後1時10分～2時
	〃	〃	坂本甚作宅前	2時20分～3時10分
	10月18日	水	湊団地集会所前	午前9時～10時
猫姥稲広桜	〃	〃	猫淵集会所前	午前10時20分～11時10分
	〃	〃	神社付近	11時20分～12時
	〃	〃	消防屯所付近	午後1時～2時
沖川種新	〃	〃	消防屯所付近	2時20分～3時20分
	10月19日	木	梅田公民館前	午前9時10分～10時10分
	〃	〃	沖飯詰公民館前	10時30分～11時30分
飯山、中	〃	〃	中川支所前	12時30分～午後1時30分
	〃	〃	種井集会所前	午後1時40分～2時20分
	〃	〃	新宮集会所前	2時40分～3時30分
沙	10月20日	金	毘沙門十文字	午前9時20分～10時
	〃	〃	成田誠一宅前	10時10分～10時40分
	〃	〃	共栄公民館前	11時～11時30分
中共長毘沙	〃	〃	長富公民館前	午後1時～2時
	〃	〃	泉谷正志宅前	2時10分～3時

障害年金の受給者

原田ミキさんを訪問

国民年金巡回班から



原田 ミキさん

実りの秋、収穫時を前にして、健康年金課、国民年金係の巡回班は、これまで国民年金加入者で受給年令に達しない被保険者（六十歳まで）のうち、途中で障害になったり、夫を亡くしたりした方々を対象に、巡回をはじめました。

ここ、市内長富地区国民年金納入組長、高橋馨さんの案内で原田ミキさん（五九）宅を訪問し、国民年金に加入した当時のことや、現在障害年金を受給されている喜びを聞きました。おきのどくなことに、長富に住む原田ミキさんは、昭和四十四年八月二十六日畑仕事をしている最中に突然目先がぼんやりし、仕事が中断せざるを得なくなり、あわてた長男の信英さんがこれは一大事と、すぐ近くの病院に運んで行き、治療をしましたが、三日後

あなたは現在の国民年金の額で満足していますか。二十五年かけ金を納めた人で月八千円、夫婦ふたり分で月一万六千円では老後の生活ができない、というのが実感では無いでしょうか。

そのため、**〃高い年金をうけたい〃**
国民年金の加入者ならできま

もつとかけ金を納めてもよ
いから高い年金を支給して
ほしい、という人たちに応
えるため増額年金がつくら
れています。

ほとんど目がみえなくなつたのです。原田ミキさんは一寸前まで見えていた目が突然見えなくなるなんて、どうしても考えられませぬ。ミキさんはお先真っ暗、一時はただぼうぜんとし、夫やわが子の話さえ素直にきくこともできず、どれほど悩んだかわかりませぬでした。長男信英さんは、わが母の悩む姿をみ、一日も早くもとの姿に取戻しなればと、いたるところの病院お医者さんに相談に飛び廻り、治療をしたのですが、とうとうミキさんの目は永久的にみえなくなつてしまつたのです。

このことを知つた年金組長長さんをはじめ、国民年金係は、この人こそ国民年金受給の対象者（障害年金）なのだとし厚生省に障害年金の認定手続をすませ、この春には当然のこと正式認定がくだされたのです。原田さんは、昭和三十六年四月、国民年金制度発足のさい、年金掛金を納めたくなくてでうにもならない一人だったので。当時組

これは、いま納めているかけ金のほかに、月三百五十円納めれば支給されるもので、二十五年納めた人で月四千五百円上積みした年金が支給されます。夫婦ふたりが加入しますと月九千円上積みされ、定額分一万六千円とあわせて月二万五千円になります。そして、国民年金は年々

合長さんから人の一生は、いつどういう障害になるかわからないからと原田さんを幾度となく説得され、ようやく掛金を納めた一人でもあつたわけです。

私たち年金係の訪問に原田ミキさんは、「こんどの認定で、月一万一千円、私の一生を保障するというところで何よりもこのうえない喜びはありません。年金制

福祉年金の 裁定請求を

福祉年金をうけられる人で、まだ手続きをしていない人はいませぬか。

「老令福祉年金」は、七十歳以上のおとしりに支給される年金です。

このほかに身体などに障害があつて日常生活が自由なおとしりには、六十五歳からこの老令福祉年金が支給されることになっていきます。

「障害福祉年金」は、病氣やケガなどをして、ひとりでは、日常生活の用をすることができない程度の重い障害のある人に支給される年金です。

「母子福祉年金」は夫と死別した妻が、中学校卒業

改善されていきますから、この二万五千円がやがては四万円、五万円と引き上げられて、あなたの老後の生活を守ることになるでしょう。

加入する人がだんだんふえていきます。あなたも早く入つて長い期間納めればそれだけ、高い年金がうけられます。詳しくは市健康年金課、国民年金係におたずねください。

度ははじまつた頃、掛金を納めることはできないといつた私をいま考えれば、組長さん、年金係にご面倒をかけた」といっています。今になって年金制度の有難さがつくづくわかり、月一万一千円と孫の成長するのをたのしみに、これから永生ぎしますと心の底から喜びを語っていました。

前か、二十歳未満の重い身体障害の子を養っているときに支給される年金です。

このような状態にある人は、福祉年金をうけられるかもしれませんが、市健康年金課、国民年金係で相談したうえで裁定請求の手続きをしてください。

また、福祉年金の支給制限がゆるめられましたので、いままでは、うけられなかった人も、今度はうけられるかもしれませんので、年金係にぜひ相談してください。

梵珠山で 紅葉を見よう

第九回「市民野外植物に親しむ会」は、十一月五日（日）梵珠山一帯で行ないます。

当日は五所川原駅前から午前八時五十分発の青森行きバスに乗車し、前田野目停留所下車します。前田野目から松倉神社、梵珠山頂、大釈迦口、五所川原のコースで「梵珠山の紅葉めぐり」を行ないます。

参加される方は、お昼の弁当、メモ帳を準備してください。雨天決行です。

